

# 令和5年度予備費 被災商店街等再建支援事業 Q&A

※申請に当たっては、Q&Aだけでなく、「募集要領」も必ずご確認ください。

令和6年2月16日時点

## <商店街にぎわい創出事業（ソフト支援事業）>

### I 補助対象者、補助事業実施場所について

#### 1. 対象となる商店街等組織とはどのような組織ですか。

対象となる商店街等組織は以下のとおりです。

- (a) 商店街等を構成する団体のうち、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会等の法人格を有する商店街等組織
- (b) 商店街等を構成する団体のうち、法人化されていない任意の商店街等組織であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者
- (c) 上記 (a) (b) に類する団体であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるもの。

なお、本事業においては、令和6年能登半島地震による影響により、歩行者通行量及び売上が減少している商店街等の商店街等組織が補助対象者となります。

#### 2. 単独の民間事業者は対象となりますか。

民間事業者単独では申請できません。民間事業者（まちづくり会社等）が実施主体となる場合は、商店街等組織との連名で申請をしてください。

#### 3. 対象となる民間事業者とはどのような組織ですか。

定款等に代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者であって、まちづくり会社、DMO（Destination Management Organization）等のまちづくり、商業活性化又はコミュニティ活動の担い手として事業に取り組むことができる者です。

なお、まちづくり、商業活性化又はコミュニティ活動の担い手として事業に取り組むことができる者かどうかについては、これまでの取組内容や事業計画等から判断することとなります。

#### 4. 商店街等組織、民間事業者は設立して間もない場合も対象となりますか。

法人組織の場合、設立して間もない場合であっても対象となります。（応募申請時において、未設立の法人組織は対象外）。

任意団体の場合は、原則、応募申請時において、設立（結成）後1年以上経過していることが必要です。ただし、設立（結成）後1年に満たない任意団体であっても、それと同等の前身組織が存在する組織、商店街の被災により従前の組織体で事業活動ができず臨時的に設立した

組織、仮設商店街内で商店街事業を行うために設立された組織、その他被災によるやむを得ない事由が認められる中で設立された組織の場合は、支援の対象とします。

5. 共同店舗やテナントビルは対象となりますか。

小売業・サービス業等を営む者の店舗等が主体となっているものであって、構成する店舗の多くが中小企業者であり、そのうえで、定款等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者であって、商店街等組織としての役割を担っていると認められる組織である場合は、対象となります。

なお、商店街等組織としての役割を担っていると認められるかについては、これまでの取組内容や事業計画等から判断することとなります。

6. 問屋街や市場は対象となりますか。

構成する店舗の多くが中小企業者であり、社会通念上、消費者のまとまったショッピングの場として認識されている区域であって、そのうえで、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者であって、商店街等組織としての役割を担っていると認められる場合は、対象となります。

なお、商店街等組織としての役割を担っていると認められるかについては、これまでの取組内容や事業計画等から判断することとなります。

7. 温泉街や飲食店街は対象となりますか。

小売業・サービス業等を営む者の店舗等が主体となって街区を形成しているものであって、構成する店舗の多くが中小企業者であり、そのうえで、定款等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者であって、商店街等組織としての役割を担っていると認められる組織である場合は、対象となります。

なお、商店街等組織としての役割を担っていると認められるかについては、これまでの取組内容や事業計画等から判断することとなります。

8. スタンプ会やまちづくり協議会等は対象となりますか。

構成者の多くが中小企業者であり、商業振興や地域振興を目的とした取組を行っている等、商店街等組織としての役割を担っていると認められる場合は、商店街等組織として対象となります。

なお、商店街等組織としての役割を担っていると認められるかについては、これまでの取組内容や事業計画等から判断することとなります。

また、民間事業者に求められる機能を有している場合には、民間事業者として商店街等組織と連携することで対象となります。

9. 商工会、商工会議所は対象となりますか。

一定の商業集積がある地域において他に商店街等組織が存在せず、商工会、商工会議所が商店街等組織としての役割を担っている場合、若しくは複数の商店街等組織を束ねて事業を行う場合は、商店街等組織として対象となります。

なお、商工会、商工会議所が商店街等組織としての役割を担っているかどうかについては、これまでの取組内容や事業計画等から判断することとなります。

また、民間事業者に求められる機能を有している場合には、民間事業者として商店街等組織と連携することで対象となります。

10. 商店街振興組合連合会や市商連等の連合体組織は対象となりますか。

商店街の連合体組織についても、対象となります。連合体組織による申請の場合、

- ・連合体組織が単体で申請する場合は上限額100万円となります。
- ・連合体組織が傘下の商店街等組織と連携し合同で同一事業を行う場合は、補助額を「連合体組織100万円×連合体下で事業を実施する商店街等組織の数」で算出し、1事業に対する交付決定の上限額は1,200万円となります。

11. 商店街等組織内の青年部や女性部といった組織は対象となりますか。

青年部や女性部は商店街等組織を構成する組織であり、商店街等組織ではないため、対象とはなりません。

12. 複数の商店街等組織が連名で申請することはできますか。

複数の商店街等組織が合同で事業を実施するに当たって、連名で申請することは可能です。ただし、別の事業をそれぞれが実施する場合には、連名による申請ではなく、それぞれの商店街等組織で個別に申請する必要があります。

なお、複数の商店街等組織が連名で申請する場合の補助額は、「100万円×商店街等組織の数」で算出することとし、1事業に対する交付決定の上限額は1,200万円とします。

13. 複数の商店街等組織による連名で申請する場合に気をつけておく留意点はありますか。

複数の商店街等組織による連名で申請する場合（連合体組織が傘下の商店街等組織と連携し合同で事業を行う場合を含む）、以下の点に留意し、事業計画書等で見込まれ得る効果等が十分に分かるよう記載してください。

- (1) 連携して事業を実施することにより、個別の商店街等組織ごとに事業を実施することにより相乗効果が出ること。
- (2) 事業を実施する商店街等組織全てにおいて事業実施による効果が得られ、一部の商店街等組織に偏りが無いこと。
- (3) 連携して事業を実施することにより、より効果的な事業実施（経費の節減、事務の合理化等）ができること。

なお、連名の申請に際しては、それぞれの商店街等組織の定款又は規約等、財務諸表、区域図、役員名簿等を提出していただく必要があります。また、事業実施効果についても、それぞれの商店街等組織ごとに数値目標を設定、測定する必要があります。

14. 中小企業者の定義とはどのようなものですか。

中小企業者の定義は下記のとおりです。

（業種：従業員規模・資本金規模）

製造業・その他の業種：300人以下又は3億円以下

卸売業：100人以下又は1億円以下

小売業：50人以下又は5,000万円以下

サービス業：100人以下又は5,000万円以下

※詳しくは、中企庁HPでも確認いただくことができます。

<http://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

**15. 事業実施場所が商店街等区域外でも対象となりますか。**

事業実施場所は、原則として既存の商店街等区域内（共同店舗・テナントビル等はその施設内）とします。

ただし、以下の場合には商店街等区域外であっても対象とします。

- ① 会場の都合等により区域外で実施する必要があり、商店街等において事業効果（歩行者通行量の増加、売上高の増加）が見込まれる場合。
- ② 被災等の事由により商店街等区域内で事業を行うことができず、代替地で事業をせざるを得ない場合や、仮設商店街で事業を行う場合（事業効果の示し方については、個別にご相談ください。）。
- ③ 事業実施場所が商店街等区域内のみに限定されないような事業（ECサイトの作成等）のうち、商店街等において事業効果（歩行者通行量の増加、売上高の増加）が見込まれる場合。

**II 補助対象事業、補助対象経費、補助金額等について**

**1. 補助対象となる事業はどのようなものですか。**

補助対象となる事業は、令和6年能登半島地震による災害によって被害を受けた石川県、富山県、新潟県及び福井県内の商店街等において、商店街等組織が単独で若しくは複数で又は民間事業者と連携して実施する、イベント等にぎわい創出のための事業です。

個店や組織化されていない有志での事業については補助対象となりません。

**2. 補助率、上限額（下限額）を教えてください。**

補助率は特に被害が大きい石川県に所在する商店街等と、富山県・新潟県・福井県に所在する商店街等のうち令和6年能登半島地震による災害によって直接的被害のある商店街等は、定額補助（10/10）。富山県・新潟県・福井県に所在する商店街等のうち直接的被害を受けていない商店街等は、補助対象経費の2/3以内の補助率となります。ただし、消費税等は補助対象外です。

上限額は1商店街等組織当たり100万円、下限額は30万円です。

**3. 被害を受けたことの証明として、何か提出する必要がありますか。**

特に被害が大きい石川県内に所在する商店街等は、被災したことを証する書類（罹災証明書等）の提出は不要です。

富山県・新潟県・福井県内に所在する商店街等のうち、令和6年能登半島地震による直接的な被害を受けた商店街等においては、定額補助（10/10）で申請することが可能です。その場合、商店街等組織や商店街等区域内の個店が被災（商店街内のアーケードや街路灯、共同施設、舗装路等の損傷を含む）したことを証する書類（罹災証明書（被災証明書）等）の提出が必要です。ただし、取得が困難な場合、被災状況が確認できる写真等での代替も可能です。

4. 複数の商店街等組織が連名で申請する際、被害を受けたことの証明は、全ての商店街等組織から提出する必要がありますか。

富山県・新潟県・福井県内に所在する商店街等のうち、令和6年能登半島地震による直接的な被害を受けた商店街等においては、定額補助（10/10）で申請することが可能です。複数の商店街等組織が連名で申請する際（連合体組織が傘下の商店街等組織と連携し合同で事業を行う場合を含む）、連名申請する商店街等組織の内、いずれかの商店街等組織や商店街等区域内の個店が被災（商店街内のアーケードや街路灯、共同施設、舗装路等の損傷を含む）したことを証する書類（罹災証明書（被災証明書）等）の提出があれば、定額補助（10/10）とします。

なお、富山県・新潟県・福井県内に所在する連合体組織（商店街振興組合連合会、商店会連合会等）が単体で申請する場合、当該組織が保有する施設・設備等の被災を証する書類の提出がなければ、補助率2/3となります。

5. 例年開催している既存のイベントの開催も補助対象となりますか。

補助対象となる事業は、令和6年能登半島地震による災害によって被害を受けた地域の商店街等において、商店街等組織が単独で若しくは複数で又は民間事業者と連携して実施するイベントであり、にぎわい創出の目的を有するものであれば補助対象となります。

6. HPの新規作成や商店街マップの作成等、イベントを伴わない事業も対象になりますか。

本事業によるHPや商店街マップの作成によって商店街のにぎわい創出につながる事業であれば、補助対象となり得ます。

7. 1商店街等組織、何回まで申請できますか。

商店街等組織毎の申請は2回（同一のイベント等に対して2回申請することはできません。）まで行うことが可能です。2回の申請で、それぞれ上限100万円とし、最大200万円まで補助されます。

なお、商店街等組織が連合体組織の一員として申請時に名を連ねる場合（連合体組織を中心に傘下の商店街等組織と連携し合同で事業を行う場合）は、連合体組織及び当該商店街等組織それぞれから1回の申請があったものとします。また、民間事業者と商店街等組織による連携体が申請した場合も、民間事業者及び当該商店街等組織それぞれから1回申請があったものとします。

一定の商業集積がある地域において他に商店街等組織が存在せず、商工会、商工会議所が商店街等組織としての役割を担っており、かつ管轄エリア内に一定の商業集積がある地域が複数存在する場合は、商業集積がある地域あたり2回まで申請が可能です。この場合においては、地域の住民や自治体において認識されている名称や呼称等を、（別添1）「事業計画書」の「商店街の概況」欄に明記いただくとともに、提出書類⑨、⑩で当該地域が分かるようにしてください。

8. 民間事業者と商店街等組織の連携体が申請する場合、補助上限額はいくらになりますか。

民間事業者（まちづくり会社等）と商店街等組織の連携体が申請する場合、補助上限額は100万円となります。また、民間事業者と複数の商店街等組織の連携体での申請の場合、補助

額は「100万円×商店街等組織の数」で算出します。ただし、1事業に対する交付決定の上限額は1,200万円となります。

9. 補助対象となる経費はどのようなものですか。

以下の経費のうち、補助事業を実施するために必要な経費であって、適正かつ効率的に計上されているものが対象となります。

【補助対象経費】

謝金、旅費、会議費、店舗等賃借料、無体財産購入費、設営費、運搬費、備品費、借料・損料、消耗品費、印刷製本費、広報費、委託費、外注費、補助員人件費

10. 応募時の要望金額がそのまま交付されるのですか。

補助対象経費として認められるものについては、上限額の範囲内で交付されることとなります。ただし、採択に当たっては、経費の妥当性も審査の対象となりますので、経費の内容を精査して申請いただく必要があります。

また、採択された場合においても、経費の内容を精査した結果、交付決定、確定時に要望金額が減額される場合があります。

11. 同一の補助事業者が複数の事業を実施することは可能ですか。

1回の申請において、複数の事業を実施することは可能ですが、上限額は100万円となります。申請に当たっては、(別添1)「事業計画書」の「事業の目的・内容」欄に、それぞれ実施する事業を分けて具体的に記載してください。

また、補助事業者は2回まで申請を行うことができますので、複数の事業をそれぞれ別に申請することも可能です。この場合、それぞれの申請において上限額は100万円となります。ただし、同一のイベント等に対して2回申請することはできません。

12. 謝金とはどのような経費ですか。

事業を行うために必要な専門家のアドバイス、講演、プロのイベント出演者等に対する謝金として専門家や出演者、プロダクション等に支払う経費のことです。

学生サークル等のアマチュア出演、補助事業者、事業を実施する商店街等の関係者に対する謝金は補助対象外です。

また、謝金に要する経費は、1申請当たり40万円を限度とします。

13. イベント出演依頼で派遣会社が仲介に入る場合、謝金と委託費のどちらの経費とすべきか。

支払い先がプロダクション等であれば、謝金として計上してください。舞台演出等も含めたプロデュース料に出演に係る経費が含まれる場合には、委託費として計上してください。

14. 設営費とはどのような経費ですか。

事業を行うために必要な舞台装置等(電気、看板、装飾、音響設備等に係る工事費及び機材等のレンタル料)、イベントに係る装飾等の経費のことです。

補助対象となるのは、補助事業のみで使用するものに限りです。そのため、原則、専門のレンタル業者への発注等により対応してください。なお、50万円以上の物品等を取得する場

合、補助事業以外の目的に使用する際には、原則、財産処分の承認申請と当該物品等の取得経費に充当した補助金の一部の返還が必要となります。

また、経費の内訳に食材費（商品開発費を除く）、許認可費用、水道光熱費、保険料等が含まれる場合、これらの費用については補助対象外です。

**15. 設営費における工事費はどこまでが認められますか。**

看板等の取付や舞台設営等に必要な工事費が認められます。ただし、道路占有許可等の許認可申請に必要な費用については認められません。

**16. 広報費とはどのような経費ですか。**

事業を行うために必要な広報を行うために必要な経費（新聞折込広告、新聞・雑誌等広告掲載、テレビ・ラジオCM等に係る経費）のことです。

補助対象となるのは補助事業で使用するものに限り、事業終了後も継続して使用する場合は補助対象外です。

**17. 印刷製本費とはどのような経費ですか。**

事業を行うために必要な印刷物（イベント告知のポスター・チラシ、マップ、抽選券、クーポン券等）を製作するための経費のことです。

ポスター・チラシ等の配布物については、実際に配布又は使用する数量分のみが補助対象となります。

補助事業者や組合員が所有しているコピー機やコンビニのコピー機等での印刷に係る費用については、補助対象外です。

**18. ポスターやチラシ等に個店の情報やクーポン券、割引券等を載せることはできますか。**

商店街等組織全体で実施するイベントやセール等において、網羅的にそれぞれの個店のお薦めの商品や割引に関する情報を紹介する場合や、統一的に作成するクーポン券や割引券等であれば、載せることも可能です。

**19. 商品券や金券等の印刷費用も印刷費として補助対象になりますか。**

商店街等組織全体で実施するイベントやセール等の事業に必要な商品券や金券等の印刷費用は補助対象となりますが、特定の個店のみで使用するような商品券や金券等については補助対象外です。

また、印刷に係る経費が補助対象であり、商品の購入や割引に係る費用については補助対象外となります。

**20. 備品費とはどのような経費ですか。**

借料・損料、設営費に計上されないもので、事業を行うために必要な什器、事務機器及び通信機器等の備品の購入に要する経費のことです。

補助対象となるのは、補助事業で使用するものに限ります。テントや椅子、音響機器、パソコン等の調達については、原則、専門のレンタル業者への発注等、借料・損料に計上して対応してください。ただし、補助事業の継続性や調達コスト等を鑑み、備品費として計上することが適当と認められる場合は、備品費として計上することを認めます。なお、50万円以上の備

品等を取得する場合、補助事業以外の目的に使用する際には、原則、財産処分の承認申請と当該備品等の取得経費に充当した補助金の一部の返還が必要となります。

**21. 消耗品費とはどのような経費ですか。**

事業を行うために必要な事務用品等の消耗品の購入に要する経費のことです。ただし、補助事業での使用が特定できないものは補助対象外です。

**22. 委託費とはどのような経費ですか。**

事業を行うに当たって、補助事業者が直接実施することができないもの、又は適当でないものについて、他の事業者に委任して行わせるために必要な経費のことです。

ただし、連携体を構成する民間事業者、連名となる商店街等組織に委託することはできません。また、事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分を第三者に委託することもできません。

なお、委託事業を実施する場合には、事業実施後における実績報告書の提出の際に、委託内容が確認できるように事業報告書や成果物の提出が必要となります。

**23. 外注費とはどのような経費ですか。**

事業を行うに当たって、企画立案や調査を伴わず、単一作業を行わせる場合に、他の事業者に外注するために支払われる費用のことです。例えば、会場警備や機材の搬入・撤去等に係る費用が考えられます。

なお、連携体を構成する民間事業者、連名となる商店街等組織に外注することや、事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分を第三者に外注することはできません。

**24. 商品開発事業を実施する際の食材・材料は対象経費となりますか。**

商品開発のために使用する食材・材料は補助対象経費として認めます。他方、商品開発の過程を経て、新たな商品を販売目的で製造する過程において使用する食材・材料は補助対象として認められません。

**25. 補助員人件費とはどのような経費ですか。**

事業を行うために必要な補助的業務を行う臨時のアルバイト代等として支払われる経費のことです。

補助員人件費を補助対象とする場合には、出勤簿や業務内容・勤務時間等を確認できる日報等が必要となります。

また、補助事業者やその関係者（従業員や家族等）に支払う経費、従来から雇用している職員、アルバイトについての費用振替は原則として認められません。

**26. 商店街等組織と民間事業者の連携体の場合、両者間での受・発注は対象となりますか。**

商店街等組織と民間事業者の両者は各々事業の企画・運営等にあたることとなり、いわば事業の実施主体となります。このため、事業の実施主体内での受・発注にあたるものは対象となりません。



27. 天候不順等によりイベントを中止した場合、開催準備費用は補助対象となりますか。

交付決定後、イベントが開催中止となった場合の開催準備費用も補助対象となります。

28. 消費税等を除外して申請しなければならないのは何故ですか。

補助金額に消費税及び地方消費税額（以下、消費税等という。）が含まれている場合、交付要綱に基づき、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を求めることとなります。

これは、補助事業者が消費税等の確定申告時に、仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額について報告をさせ返還を命じることにより、補助事業者に仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額が滞留することを防止するため規定されています。

しかしながら、上記の報告書は、補助金精算後に行った確定申告に基づく報告となり、失念等による報告漏れが散見されることや、補助事業者における煩雑な事務手続回避の観点から、交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出するようお願いしています。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、補助事業の遂行に支障を来すおそれがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。

- ①消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ②免税事業者である補助事業者
- ③簡易課税事業者である補助事業者
- ④国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者
- ⑤国又は地方公共団体の一般会計である補助事業者
- ⑥課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

### III 応募手続き等について

1. 地方公共団体からの「支援表明書」がないと対象にならないのですか。

地方公共団体からの「支援表明書」の提出は必須です。「支援表明書」が提出されない場合は書類不備となり対象にはなりません。

2. 歩行者通行量の測定について、測定時間等に決まりはありますか。

歩行者通行量の測定については、イベント実施時等ではない平常時の商店街等の利用時間に行うこととしてください。

具体的には、

- ① 災害発生前（災害発生前のいずれかの日の歩行者通行量。既存の統計データ（年間・月間の数値）を基にした平均値又は概算値でも可）
- ② 事業実施前（災害発生後からイベント実施前までの期間中のいずれかの日の歩行者通行量。概算値でも可）
- ③ 事業実施後（イベント等実施後から年度末までの期間中のいずれかの日における歩行者通行量）

- ④ 事業実施1年後（③の歩行者通行量を行った日と同じ日又は同じ月内のいずれかの日の歩行者通行量）

なお、補助事業終了後の測定についても、事業実施前と比較できるように必ず同様の手法（時間・場所等）を用いてください。

被災等の事由により商店街等区域内で事業を行うことができず、代替地で事業をせざるを得ない場合や、仮設商店街で事業を行う場合については、所轄の経済産業局までご相談ください。

### 3. 売上高はどのように把握すれば良いですか。

売上高の把握方法については、原則、商店街等を構成する半数以上の店舗（組合加入の有無は問いません）の売上高の総計としてください。

また、売上高は、

- ① 災害発生前（災害発生前のいずれかの月の売上高。年間売上高の平均値又は概算値でも可）
- ② 事業実施前（災害発生後からイベント実施前までの期間中のいずれかの月における月間売上高）
- ③ 事業実施後（イベント等実施後から年度末までの期間中のいずれかの月における月間売上高）
- ④ 事業実施1年後（③の売上高把握を行った月と同じ月の月間売上高）

なお、補助事業終了後の事業実施効果報告に当たっても、事業実施前と比較できるように必ず同様の手法（把握方法等）を用いてください。

### 4. 売上データの集計方法について参考となる取組例はありますか。

過去の補助事業において各商店街組織が実際に行った取組事例（集計方法）として、例えば以下の方法があります。

#### [A 商店街の取組例]

- ・ 個店にアンケート用紙を配布し、売上高を記入した用紙を封筒に入れ封印。組合が回収。
- ・ 封印のまま外部の専門家（中小企業診断士や会計士等）に渡して集計を依頼。
- ・ 個店の匿名性を保った上で売上金額を報告してもらい、商店街としての売上動向を把握。

#### [B 商店街の取組例]

- ・ 売上金額を記載した記入用紙（無記名）を個店から事務局に郵送。別途、事務局長に郵送した旨、メール報告。
- ・ 締切後に事務局長が集計を実施。
- ・ 個店の匿名性を保った上で売上金額を報告してもらい、商店街としての売上動向を把握。

#### [C 商店街の取組例]

- ・ 各個店へアンケート用紙（売上開示依頼）を配付し、無記名で売上金額を記入。
- ・ 事務局が投票箱を持参し投函してもらい、事務局担当者が集計を実施。
- ・ 個店の匿名性を保った上で売上金額を報告してもらい、商店街としての売上動向を把握。

上記の取組例も参考にいただきながら、匿名性を保ちつつ、多くのデータを集計できるように工夫してください。

## IV 応募手続き等について

### 1. 交付決定日前に事業を開始した場合も対象となりますか。

交付決定日前に事業を開始した場合（発注、注文、契約等）は、その経費は対象外となります。

### 2. 地方公共団体（主に市町村）から補助金を受けることは可能ですか。

本事業は、県を通じた間接補助事業となっていますが、例えば、本事業に市町村が追加的に補助を行う場合、市町村の補助金と国・県の補助金と同じ経費に重複して交付されない場合は可能です。

例えば、総事業費（消費税等を含まない）が本事業の補助上限額である100万円を超える場合に、超えた経費について、市町村からの補助金を受けることは可能です。市町村からの支援策については、内容等を事前に十分に確認するようにしてください。

### 3. 同一の事業に対して、国の、他の補助金や委託費を受ける事は可能ですか。

他の補助事業や委託事業により国費が投入されている場合、同一の事業に対して重複して補助金の対象とする事はできませんのでご注意ください。

### 4. 事業終了後、実施効果を報告する必要があるのですか。

事業実施効果を適切に把握するため、①補助事業の完了した日の属する国の会計年度の終了後と、②翌年度の国の会計年度終了後30日以内の2回、事業実施効果を報告していただく必要があります。

また、所轄の経済産業局長の求めがあった場合には、補助事業に係る事業効果の詳細な内容等について報告しなければなりません。

## < 商店街災害復旧事業（ハード支援事業） >

### I 補助対象者、補助事業実施場所について

#### 1. 対象となる商店街等組織とはどのような組織ですか。

対象となる商店街等組織は以下のとおりです。

- (a) 商店街等を構成する団体のうち、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会等の法人格を有する商店街等組織
- (b) 商店街等を構成する団体のうち、法人化されていない任意の商店街等組織であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者
- (c) 上記 (a) (b) に類する団体であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるもの。

なお、本事業においては、令和6年能登半島地震による災害によって被害を受けた石川県、富山県、新潟県及び福井県内に所在する商店街等組織が補助対象者となります。

#### 2. 民間事業者は対象となりますか。

本事業においては、民間事業者は対象となりません。

#### 3. 商店街等組織は設立して間もない場合も対象となりますか。

法人組織の場合、設立して間もない場合であっても対象となります。

任意団体の場合には、原則、交付申請時において、設立（結成）後1年以上を経過していることが必要です。ただし、設立（結成）後1年に満たない任意団体であっても、それと同等の前身組織が存在する場合、対象となります。

#### 4. 共同店舗やテナントビルは対象となりますか。

小売業・サービス業等を営む者の店舗等が主体となっているものであって、構成する店舗の多くが中小企業者であり、そのうえで、申請者が定款等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者であって、商店街等組織としての役割を担っていると認められる組織である場合は、対象となります。

なお、商店街等組織としての役割を担っていると認められるかについては、これまでの取組内容や事業計画等から判断することとなります。

#### 5. 温泉街や飲食店街は対象となりますか。

小売業・サービス業等を営む者の店舗等が主体となって街区を形成しているものであって、構成する店舗の多くが中小企業者であり、そのうえで、申請者が定款等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者であって、商店街等組織としての役割を担っていると認められる組織である場合は、対象となります。

なお、商店街等組織としての役割を担っていると認められるかについては、これまでの取組内容や事業計画等から判断することとなります。

#### 6. 問屋街や市場は対象となりますか。

構成する店舗の多くが中小企業者であり、社会通念上消費者のまとまったショッピングの場として認識されている区域であって、そのうえで、申請者が規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者であって、商店街等組織としての役割を担っていると認められる場合は、対象となります。

なお、商店街等組織としての役割を担っていると認められるかについては、これまでの取組内容や事業計画等から判断することとなります。

**7. スタンプ会やまちづくり協議会等は対象となりますか。**

構成者の多くが中小企業者であり、商業振興や地域振興を目的とした取組をおこなっている等、商店街等組織としての役割を担っていると認められる場合は、商店街等組織として対象となります。

なお、商店街等組織としての役割を担っていると認められるかについては、これまでの取組内容や事業計画等から判断することとなります。

**8. 商工会、商工会議所は対象となりますか。**

一定の商業集積がある地域において他に商店街等組織が存在せず、商工会、商工会議所が商店街等組織としての役割を担っていると認められる場合、もしくは複数の商店街等組織を束ねて事業を行う場合は、商店街等組織として対象となります。

なお、商店街等組織としての役割を担っていると認められるかについては、これまでの取組内容や事業計画等から判断することとなります。

**9. 市商連等の商店街の連合体組織は対象となりますか。**

商店街の連合体組織（商店街振興組合連合会、商店会連合会、複数の商店街を包含する商工会等）についても、対象となります。

**10. 商店街等組織内の青年部や女性部といった組織は対象となりますか。**

青年部や女性部は商店街等組織を構成する組織であり、商店街等組織ではないため、対象とはなりません。

**11. 複数の商店街等組織が連名で申請することはできますか。**

複数の商店街等組織が共同で事業を実施するに当たって、連名で申請することは可能です。ただし、別の事業をそれぞれが実施する場合には、連名による申請ではなく、それぞれの商店街等組織で申請する必要があります。

**12. 中小企業者の定義とはどのようなものですか。**

中小企業者の定義は下記のとおりとなります。

（業種：従業員規模・資本金規模）

製造業・その他の業種：300人以下又は3億円以下

卸売業：100人以下又は1億円以下

小売業：50人以下又は5,000万円以下

サービス業：100人以下又は5,000万円以下

※詳しくは、中企庁 HP でも確認いただくことができます。

<http://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

13. 経営赤字の商店街等組織でも対象となりますか。

事業遂行能力の観点から審査によって適否を総合的に判断します。なお、倒産手続きに入っている場合は対象となりません。

14. 事業実施場所が商店街等区域外でも対象となりますか。

事業実施場所は、原則として商店街等区域内とします。

ただし、商店街等区域外であっても、復旧しようとする施設・設備が当該商店街等の所有資産であること等が確認でき、当該商店街等が実施主体として適当と認められる場合には、対象となる場合があります。

## II 補助対象事業、補助対象経費、補助金額等について

1. 補助対象となる事業はどのようなものですか。

補助対象となる事業は、令和6年能登半島地震による災害によって被害を受けた石川県、富山県、新潟県及び福井県内の商店街等における、商店街等の復旧を促進し、地域の商機能、コミュニティ機能を回復させることを目的とした、アーケード、共同施設、街路灯等の撤去・改修・建て替え等の事業です。

2. 被害を受けたことの証明として、何を提出する必要がありますか。

本事業の実施にあたっては、復旧する施設や設備が被災したことを証明する資料の提出が必要です。証明にあたっては、原則、罹災証明書（被災証明書）の提出が必要になります。ただし、取得が困難な場合、写真等での代替も可能です。

なお、罹災証明書（被災証明書）等により、令和6年能登半島地震による災害によって施設・設備等が損壊・滅失等したことが確認できれば、災害発生前までの老朽化等の状況は問いません。

3. 補助対象となる経費はどのようなものですか。

補助金の交付対象となる経費は、令和6年能登半島地震による災害によって損壊若しくは滅失又は継続して使用することが困難になったもののうち、商店街等の商機能、コミュニティ機能に不可欠な施設及び設備の復旧のための事業に要する以下の経費が対象となります。

### 【補助対象経費】

アーケード、共同店舗、地域交流施設、街路灯、防犯カメラ、路面舗装、駐車場、イベント広場、その他商店街等の機能を高める施設・設備に係る復旧費、商店街等への来街に支障をきたす障害物の除去費

4. 補助対象外となる経費はどのようなものがありますか。

補助金交付申請書を作るための費用など、補助対象外となるものがあります。

詳しくは、県の募集要領中「補助対象経費」のページを御参照ください。

5. 備品・設備については補助対象になりますか。

被災前に固定資産台帳等により資産計上していた備品・設備（償却期間が終了していることが過去の台帳等で確認できるものも含む）について、同等のものを買い直す場合には補助対象となります。なお、買い直した備品・設備については被災前と同等の管理をすることが条件となり、また、50万円以上の備品等を取得する場合、補助事業以外の目的に使用する際には、原則、財産処分の承認申請と当該物品等の取得経費に充当した補助金の一部の返還が必要となります。

6. 商店街等組織の事務所は補助対象になりますか。

商店街等組織の事務所は、原則、補助対象にはなりません。ただし、当該事務所が、補助対象経費として認める共同店舗、地域交流施設等の機能を有している場合は、補助対象となる場合があります。

7. 設計費は補助対象になりますか。

基本設計に係る部分は補助対象外となります。他方、実施設計に係る部分は補助対象として認めます。

8. 交付申請時の要望金額がそのまま交付されるのですか。

交付に当たっては、経費の妥当性も審査の対象となりますので、必要な経費を精査したうえで申請してください。（経費の内容を精査した結果、交付決定時に要望金額から減額する場合や、確定時に要望金額から減額して交付される場合があります。）

9. 地方公共団体（主に市町村）からの補助金を受けることは可能ですか。

本事業は、県を通じた間接補助事業となっていますが、例えば、本事業に市町村が追加的に補助を行う場合、市町村の補助金と国・県の補助金と同じ経費に重複して交付されない場合（自己負担分範囲内）は可能です。

10. 建て替えや全部撤去を行う場合の条件はありますか。

建て替えや全部撤去を行う場合は、原則、罹災証明書（被災証明書）等により被災の程度が全壊又は大規模半壊であると確認できるものに限り、ます。ただし、半壊等であっても、建築士等の専門家による評価として改修では技術的な問題等により復旧できないと認められる場合には、建て替えや全部撤去も補助対象として認めます。

11. 改修・一部撤去で復旧できるものを建て替え又は全部撤去した場合、改修・一部撤去相当のみ補助金の交付を受けることができますか。

改修や一部撤去で復旧可能であるにもかかわらず建て替えや全部撤去した場合には、補助対象としての条件を満たしていないこととなるため、その全ての経費について補助対象外となります。したがって、改修や一部撤去に係る経費相当分の補助金の交付もありません。

12. 建て替えの場合、復旧する施設の規模（面積）に制限はありますか。

登記簿謄本、固定資産台帳等で被災前の面積を確認させていただき、その面積までを補助対象として認めます。例えば、100㎡が被災し、110㎡で建て替え復旧する場合には、案分計算し、全体に係る経費の100/110までを補助対象とします。

13. 旧建築基準法のもとで建設された既存不適格物件について、これを建て替え又は改修する場合、現行の建築基準法の基準に適合するまでの復旧は、補助対象経費として認められますか。

法令に適合するまでの費用を補助対象経費として認めます。

14. 耐震補強は補助対象となりますか。

法令に適合するまでの費用を補助対象経費として認めます。

15. 消費税等を除外して申請しなければならないのは何故ですか。

補助金額に消費税及び地方消費税額（以下、消費税等という。）が含まれている場合、交付要綱に基づき、消費税等の確定に伴う報告書を求めることとなります。

これは、補助事業者が消費税等の確定申告時に、仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額について報告をさせ返還を命じることにより、補助事業者に仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額が滞留することを防止するため規定されています。

しかしながら、上記の報告書は、補助金精算後に行った確定申告に基づく報告となり、失念等による報告漏れが散見されることや、補助事業者における煩雑な事務手続回避の観点から、交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出するようお願いしています。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、補助事業の遂行に支障を来すおそれがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。

- ①消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ②免税事業者である補助事業者
- ③簡易課税事業者である補助事業者
- ④国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者
- ⑤国又は地方公共団体の一般会計である補助事業者
- ⑥課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

### III その他

1. 交付決定日前に事業を開始した場合も対象となりますか。

令和6年1月1日（月）以降で交付決定の前に行われた本事業に要する経費についても、写真や書類等による確認が可能で、適正と認められる場合は、補助金の交付の対象となります。

2. 過去に補助金を受けて整備した施設・設備等が被災し、これらを改修・撤去する場合、過去に



交付を受けた補助金の交付要綱に基づき財産処分等の手続が必要となりますか。

改修・撤去しようとする施設・設備等が処分制限期間中である場合は、原則として、あらかじめ交付決定権者の承認が必要となります。ただし、過去に整備した当時の補助目的を達成するために必要な機能の維持・回復を図る場合は、報告で足りることとされるなど、手続が簡素化される場合があります。

詳しくは、所轄の経済産業局又は過去に整備した当時に交付を受けた補助金の担当窓口まで御相談ください。

3. 施設の改修でも財産処分の制限の対象になりますか。

改修時点を起点として、改修した施設・設備等が財産処分制限の対象となります。

4. 地方公共団体からの「支援表明書」がないと対象にならないのですか。

地方公共団体からの「支援表明書」の提出は必須です。「支援表明書」が提出されない場合は書類不備となり対象にはなりません。

5. 令和7年3月19日までに事業の全てが完了しない場合、同年3月19日までに完了した部分だけが補助対象になりますか。

年度内に補助事業を全て完了していただく必要があります。なお、真にやむを得ない理由により年度内に事業が完了しない可能性が生じた場合は、速やかに所轄の経済産業局までご相談ください。

以上